



発行 新潟県

**第 99 号**

令和5年12月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1316 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1317 介護保険法による指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）
- 1318 介護保険法による指定介護医療院の指定（高齢福祉保健課）
- 1319 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 1320 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 1321 内水面における共同漁業権の内容たる漁業の免許（水産課）
- 1322 まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（水産課）
- 1323 保安林の指定（治山課）
- 1324 保安林の指定（治山課）
- 1325 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1326 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1327 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1328 公共測量の終了通知（監理課）
- 1329 公共測量の終了通知（監理課）
- 1330 道路の区域変更（道路管理課）
- 1331 道路の供用開始（道路管理課）
- 1332 建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）

公 告

- 決算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（港湾振興課）

企業局管理規程

- 13 猿田ダム操作規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

選挙管理委員会告示

- 119 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

- 第五種共同漁業権に基づく令和6年増殖計画（内水面漁場管理委員会）

公安委員会告示

- 143 技能検定員審査の実施（運転免許センター）
- 144 教習指導員審査の実施（運転免許センター）

正 誤

- 令和5年5月23日付け県報（号外1）新潟県告示第639号中（水産課）
- 令和5年5月23日付け県報（号外1）新潟県告示第640号中（水産課）



介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
社協ふれあいステーション五泉	新潟県五泉市太田1092番地1	社会福祉法人五泉市社会福祉協議会	訪問介護	令和5年10月31日	令和5年11月30日

◎新潟県告示第1317号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	辞退年月日
町立湯沢病院	新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877番地1	湯沢町	令和5年11月30日

◎新潟県告示第1318号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
湯沢介護医療院ゆきざくら	新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877番地1	湯沢町	令和5年12月1日

◎新潟県告示第1319号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	1者	関屋下田206番1 ほか1筆 0.1ha
新潟市	16者	江南区割野館屋敷325番4 ほか112筆 8.8ha
長岡市	9者	楨下町関蔵2369番 ほか106筆 7.7ha
南魚沼市	1者	樺野沢清長寺前297番1 ほか11筆 1.2ha
合計	27者	234筆 17.8ha

2 認可年月日

令和5年12月26日

◎新潟県告示第1320号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出

があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会		
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳		
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば		
農産物検査を行う区域	農産物検査員		成分検査業務受委託先
	氏名	農産物の種類	受委託の区分 登録検査機関の名称 代表者名 主たる事務所の所在地
新潟県	大滝 仁	もみ、玄米、大豆、そば	K1527003
	藤巻 優	もみ、玄米	K1528020
	古桑 和也	もみ、玄米、大麦、小麦	K152021050
備考	略称『新潟県検査協会』令和5年12月26日農産物検査員3名の登録抹消。検査員合計733名。		

◎新潟県告示第1321号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、内水面における共同漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許した。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

共同漁業権 免許の存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁場の位置及び区域、漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
内共第1号	内共第1号	村上市温出472-28 大川漁業協同組合	令和5年7月25日新潟県告示第871号告示内容のとおり	やな漁業は、行ってはならない。
内共第2号	内共第2号	同上	同上	同上
内共第3号	内共第3号	村上市若葉町15番1号 三面川鮭産漁業協同組合	同上	やな漁業は、3か統以内とする。
内共第4号	内共第4号	村上市荒島144-24 荒川漁業協同組合	同上	やな漁業は、2か統以内とする。
内共第5号	内共第5号	胎内市下赤谷245番地1 胎内川漁業協同組合	同上	やな漁業は、1か統以内とする。
内共第6号	内共第6号	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内 加治川漁業協同組合	同上	やな漁業は、2か統以内とする。
内共第7号	内共第7号	新潟市北区新鼻甲265 福島潟・新井郷川漁業協同組合	同上	—
内共第8号	内共第8号	新潟市中央区西堀通4番町259-58 新潟市大形地区漁業協同組合ほか3組合	同上	やな漁業は、8か統以内とする。
内共第9号	内共第9号	新潟市中央区清五郎417番地 鳥屋野潟漁業協同組合	同上	—
内共第10号	内共第10号	魚沼市佐梨1105-16 魚沼漁業協同組合ほか5組合	同上	やな漁業は、魚野川及びその支川については8か統以内、魚沼橋より上流の信濃川及びその支川につ

				いては2か統以内とし、その他の区域では行ってはならない。
内共第11号	内共第11号	魚沼市佐梨1105-16 魚沼漁業協同組合	同 上	—
内共第12号	内共第12号	魚沼市佐梨1105-16 魚沼漁業協同組合ほか1組合	同 上	—
内共第13号	内共第13号	柏崎市石曾根798番地2 柏崎刈羽内水面漁業協同組合	同 上	やな漁業は、行ってはならない。
内共第14号	内共第14号	同 上	同 上	同 上
内共第15号	内共第15号	妙高市美守2丁目1-38 1F 関川水系漁業協同組合	同 上	—
内共第16号	内共第16号	妙高市美守2丁目1-38 1F 関川水系漁業協同組合ほか1組合	同 上	—
内共第17号	内共第17号	上越市有間川661番地 桑取川漁業協同組合	同 上	やな漁業は、行ってはならない。
内共第18号	内共第18号	糸魚川市大字能生801番地 能生内水面漁業協同組合	同 上	やな漁業は、2か統以内とする。
内共第19号	内共第19号	糸魚川市大字須沢2426 糸魚川内水面漁業協同組合	同 上	やな漁業は、行ってはならない。
内共第20号	内共第20号	同 上	同 上	やな漁業は、1か統以内とする。
内共第21号	内共第21号	同 上	同 上	やな漁業は、行ってはならない。
内共第22号	内共第22号	佐渡市羽茂本郷659 羽茂川内水面漁業協同組合	同 上	やな漁業は、行ってはならない。

◎新潟県告示第1322号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まあじ漁業	現行水準

2 まいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まいわし漁業	現行水準

3 かたくちいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数

4 うるめいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県うるめいわし漁業	44,000トンの内数

## ◎新潟県告示第1323号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県岩船郡粟島浦村字大山972の2、972の15、972の16、字上大窪974の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び粟島浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1324号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林の所在場所  
新潟県村上市北赤谷字マキ484の1、485の2、字二タ口491の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1325号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県魚沼市下折立字赤ノ川表978の131（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を

令和5年12月18日認可した。

令和5年12月26日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第1327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の頸城土地改良区の定款の変更を令和5年12月15日認可した。

令和5年12月26日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1328号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（R5 吉田バイパス用地調査等業務（その2））
- 2 作業期間 令和5年6月16日から令和5年11月21日まで
- 3 作業地域 燕市吉田吉栄から富永 地先

◎新潟県告示第1329号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（R5 吉田バイパス用地調査等業務（その3））
- 2 作業期間 令和5年6月16日から令和5年11月22日まで
- 3 作業地域 新潟県燕市富永から米納津 地内

◎新潟県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒倉野中線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町七名字正木沢乙3427番1から	新	6.2～29.0メートル	225.3メートル
同郡同町七名字正木沢乙3427番1まで	旧	6.2～29.0メートル	225.1メートル

◎新潟県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 黒倉野中線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町七名字正木沢乙3427番1から同郡同町七名字正木沢乙3427番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年12月26日

#### ◎新潟県告示第1332号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和5年12月26日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定に係る道路
- 2 廃止の年月日  
令和5年12月18日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○廃止した部分（昭和49年5月30日指定の全部） 小千谷市大字蕨生字北上殿乙1373番1、乙1373番9、乙1373番10	4.00	25.70

## 公 告

#### 決算の公表について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和4年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び令和4年度新潟県債管理特別会計ほか12特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和5年12月26日

新潟県知事 花角 英世

1 令和4年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

令和4度新潟県一般会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県税	<b>284,108,000,000</b>	<b>284,427,924,825</b>	<b>319,924,825</b>
第1項 県民税	65,073,000,000	65,312,251,789	239,251,789
第2項 事業税	69,092,000,000	69,163,335,461	71,335,461
第3項 地方消費税	83,021,000,000	83,021,365,835	365,835
第4項 不動産取得税	4,541,000,000	4,547,761,844	6,761,844
第5項 県たばこ税	2,487,000,000	2,487,278,949	278,949
第6項 ゴルフ場利用税	485,000,000	484,562,900	△ 437,100
第7項 軽油引取税	21,866,000,000	21,855,196,314	△ 10,803,686
第8項 自動車税	32,612,000,000	32,625,641,668	13,641,668
第9項 鉱区税	31,000,000	31,185,800	185,800
第10項 狩猟税	11,000,000	10,677,700	△ 322,300
第11項 核燃料税	4,713,000,000	4,712,634,400	△ 365,600
第12項 産業廃棄物税	143,000,000	142,947,075	△ 52,925
第13項 旧法による税	33,000,000	33,085,090	85,090
第2款 地方消費税清算金	<b>112,234,000,000</b>	<b>112,234,857,415</b>	<b>857,415</b>
第1項 地方消費税清算金	112,234,000,000	112,234,857,415	857,415
第3款 地方譲与税	<b>45,562,003,000</b>	<b>45,562,003,001</b>	<b>1</b>
第1項 特別法人事業譲与税	41,347,536,000	41,347,536,000	
第2項 地方揮発油譲与税	3,629,991,000	3,629,991,000	
第3項 石油ガス譲与税	141,979,000	141,979,000	
第4項 自動車重量譲与税	336,816,000	336,816,000	
第5項 森林環境譲与税	103,490,000	103,490,000	
第6項 航空機燃料譲与税	2,191,000	2,191,000	
第7項 地方道路譲与税		1	1
第4款 地方特例交付金	<b>1,157,869,000</b>	<b>1,157,869,000</b>	
第1項 地方特例交付金	1,157,869,000	1,157,869,000	
第5款 地方交付税	<b>262,798,805,000</b>	<b>262,798,805,000</b>	
第1項 地方交付税	262,798,805,000	262,798,805,000	
第6款 交通安全対策特別交付金	<b>371,697,000</b>	<b>371,697,000</b>	
第1項 交通安全対策特別交付金	371,697,000	371,697,000	
第7款 分担金及び負担金	<b>9,806,260,000</b>	<b>6,399,936,203</b>	<b>△ 3,406,323,797</b>
第1項 分担金	3,053,285,000	1,898,004,349	△ 1,155,280,651
第2項 負担金	6,752,975,000	4,501,931,854	△ 2,251,043,146
第8款 使用料及び手数料	<b>14,196,896,000</b>	<b>14,098,978,947</b>	<b>△ 97,917,053</b>
第1項 使用料	10,630,607,000	10,608,252,919	△ 22,354,081
第2項 手数料	3,566,289,000	3,490,726,028	△ 75,562,972
第9款 国庫支出金	<b>321,294,691,000</b>	<b>243,088,536,553</b>	<b>△ 78,206,154,447</b>
第1項 国庫負担金	30,167,648,000	30,409,186,650	241,538,650
第2項 国庫補助金	288,523,580,000	210,281,418,666	△ 78,242,161,334
第3項 委託金	2,603,463,000	2,397,931,237	△ 205,531,763
第10款 財産収入	<b>2,355,319,000</b>	<b>2,354,661,796</b>	<b>△ 657,204</b>
第1項 財産運用収入	931,273,000	930,443,375	△ 829,625
第2項 財産売払収入	1,424,046,000	1,424,218,421	172,421
第11款 寄附金	<b>2,099,617,000</b>	<b>1,838,887,345</b>	<b>△ 260,729,655</b>
第1項 寄附金	2,099,617,000	1,838,887,345	△ 260,729,655
第12款 繰入金	<b>25,112,690,000</b>	<b>23,726,791,665</b>	<b>△ 1,385,898,335</b>
第1項 特別会計繰入金	3,799,782,000	3,796,455,978	△ 3,326,022
第2項 基金繰入金	21,312,908,000	19,930,335,687	△ 1,382,572,313
第13款 諸収入	<b>144,989,644,000</b>	<b>142,035,545,633</b>	<b>△ 2,954,098,367</b>
第1項 延滞金加算金及び過料等	188,652,000	206,773,310	18,121,310
第2項 利子収入	7,861,000	7,706,157	△ 154,843
第3項 公営企業貸付金収入	12,360,573,000	12,360,573,000	
第4項 貸付金収入	112,196,529,000	111,895,339,630	△ 301,189,370
第5項 受託事業収入	12,075,845,000	7,819,845,710	△ 4,255,999,290
第6項 収益事業収入	2,308,371,000	3,220,043,857	911,672,857
第7項 利子割精算金収入			
第8項 雑入	5,851,813,000	6,525,263,969	673,450,969
第14款 県債	<b>304,590,000,000</b>	<b>257,390,000,000</b>	<b>△ 47,200,000,000</b>
第1項 県債	304,590,000,000	257,390,000,000	△ 47,200,000,000
第15款 繰越金	<b>18,162,833,000</b>	<b>18,180,349,355</b>	<b>17,516,355</b>
第1項 繰越金	18,162,833,000	18,180,349,355	17,516,355
<b>歳入合計</b>	<b>1,548,840,324,000</b>	<b>1,415,666,843,738</b>	<b>△ 133,173,480,262</b>



## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 議会費	1,253,444,000	1,242,204,577		11,239,423
第1項 議会費	1,253,444,000	1,242,204,577		11,239,423
第2款 総務費	46,967,099,000	45,683,602,743	723,522,000	559,974,257
第1項 政策費	6,346,126,000	5,721,816,286	311,003,000	313,306,714
第2項 総務管理費	29,201,562,000	28,639,905,950	412,519,000	149,137,050
第3項 統計調査費	441,879,000	430,515,759		11,363,241
第4項 徴税費	7,244,243,000	7,220,393,756		23,849,244
第5項 市町村振興費	1,009,675,000	1,007,606,306		2,068,694
第6項 選挙費	2,342,586,000	2,285,979,829		56,606,171
第7項 人事委員会費	141,040,000	140,237,073		802,927
第8項 監査委員費	239,988,000	237,147,784		2,840,216
第3款 環境費	6,329,343,000	5,202,615,377	894,982,000	231,745,623
第1項 環境政策費	419,473,000	332,716,881	81,515,000	5,241,119
第2項 環境対策費	899,889,000	719,832,767	136,000,000	44,056,233
第3項 資源循環推進費	906,438,000	659,766,121	199,124,000	47,547,879
第4項 防災費	4,103,543,000	3,490,299,608	478,343,000	134,900,392
第4款 福祉保健費	235,033,245,000	222,320,650,599	2,320,400,000	10,392,194,401
第1項 福祉保健費	27,677,019,547	27,246,959,836	4,178,000	425,881,711
第2項 国保・福祉指導費	45,156,451,000	44,706,675,702		449,775,298
第3項 地域医療政策費	9,630,464,660	9,163,894,157	214,661,000	251,909,503
第4項 医師・看護職員確保対策費	2,600,786,000	2,479,830,477		120,955,523
第5項 高齢福祉保健費	44,306,325,000	43,388,025,172	765,815,000	152,484,828
第6項 健康対策費	5,146,933,000	4,469,715,049	471,365,000	205,852,951
第7項 生活衛生費	5,336,073,000	5,286,245,831	22,006,000	27,821,169
第8項 障害福祉費	23,706,973,000	22,762,924,699	795,674,000	148,374,301
第9項 子ども家庭費	23,318,391,793	23,068,634,064	46,701,000	203,056,729
第10項 感染症対策費	48,153,828,000	39,747,745,612		8,406,082,388
第5款 労働費	2,457,154,000	2,138,245,972	53,309,000	265,599,028
第1項 労働委員会費	115,666,000	114,150,175		1,515,825
第2項 しごと定住促進費	526,931,000	502,071,574		24,859,426
第3項 雇用能力開発費	1,814,557,000	1,522,024,223	53,309,000	239,223,777
第6款 産業費	182,905,316,000	171,906,650,773	8,725,398,000	2,273,267,227
第1項 産業政策費	16,779,639,000	16,179,254,188	51,729,000	548,655,812
第2項 地域産業振興費	122,457,268,000	119,050,377,588	2,572,552,000	834,338,412
第3項 創業・イノベーション推進費	2,104,522,000	1,782,651,165	201,376,000	120,494,835
第4項 産業立地費	13,942,852,000	11,434,113,722	2,151,294,000	357,444,278
第5項 観光費	21,985,509,000	18,664,984,644	3,003,874,000	316,650,356
第6項 国際観光費	756,541,000	416,024,426	340,000,000	516,574
第7項 文化費	2,920,181,000	2,482,134,752	376,409,000	61,637,248
第8項 スポーツ費	1,958,804,000	1,897,110,288	28,164,000	33,529,712
第7款 農林水産業費	124,868,115,000	83,883,074,122	39,727,983,000	1,257,057,878
第1項 農業総務費	3,305,789,000	3,218,944,254	2,025,000	84,819,746
第2項 地域農政推進費	6,819,314,000	4,731,922,242	1,709,375,000	378,016,758
第3項 農産園芸費	3,335,632,000	1,654,617,246	1,302,266,000	378,748,754
第4項 経営普及費	3,116,409,000	3,070,453,214		45,955,786
第5項 食品・流通費	1,721,136,000	1,594,696,205	106,000,000	20,439,795
第6項 畜産業費	2,565,402,000	2,268,932,318	254,412,000	42,057,682
第7項 水産業費	4,205,352,000	2,983,587,368	1,118,665,000	103,099,632
第8項 林業費	17,433,368,000	11,825,162,066	5,496,589,000	111,616,934
第9項 農地管理費	6,206,218,000	5,660,683,785	510,389,000	35,145,215
第10項 農地基盤整備費	74,349,710,000	45,404,395,166	28,891,802,000	53,512,834
第11項 農地計画費	1,809,785,000	1,469,680,258	336,460,000	3,644,742
第8款 土木費	229,179,971,000	160,833,864,988	66,227,895,000	2,118,211,012
第1項 土木管理費	11,585,369,000	10,907,910,730	557,394,000	120,064,270
第2項 道路橋りょう費	102,184,330,000	73,995,607,189	27,565,901,000	622,821,811
第3項 河川海岸費	49,613,974,000	30,186,482,402	19,124,518,000	302,973,598
第4項 砂防費	21,046,923,000	11,472,122,793	9,427,350,000	147,450,207
第5項 都市計画費	10,689,654,000	7,956,173,841	2,691,435,000	42,045,159
第6項 建築費	16,340,654,000	12,339,688,699	3,403,403,000	597,562,301
第7項 交通政策費	4,105,241,000	3,720,540,643	364,748,000	19,952,357
第8項 港湾振興費	431,170,000	329,290,115	28,833,000	73,046,885
第9項 港湾費	10,109,313,000	7,378,878,498	2,611,257,000	119,177,502
第10項 空港費	3,073,343,000	2,547,170,078	453,056,000	73,116,922
第9款 警察費	52,152,751,000	51,363,160,071	489,782,000	299,808,929
第1項 警察管理費	47,662,125,000	47,277,857,996	158,436,000	225,831,004
第2項 警察行政費	4,490,626,000	4,085,302,075	331,346,000	73,977,925
第10款 教育費	165,907,370,000	162,996,367,941	1,859,752,000	1,051,250,059
第1項 教育総務費	7,652,313,000	7,543,733,614	22,824,000	85,755,386
第2項 小中学校費	80,499,752,000	80,389,364,235	5,400,000	104,987,765
第3項 高等学校費	45,729,233,000	43,903,926,024	1,322,630,000	502,676,976
第4項 特別支援学校費	19,051,510,000	18,535,458,277	389,703,000	126,348,723
第5項 生徒指導費	361,701,000	346,064,848		15,636,152
第6項 生涯学習推進費	356,486,000	330,502,581	7,779,000	18,204,419
第7項 保健体育費	491,940,000	285,812,963	94,920,000	111,207,037
第8項 私学教育振興費	10,367,534,000	10,265,549,588	16,496,000	85,488,412
第9項 大学費	1,388,063,000	1,387,131,811		931,189
第7項 文化行政費	8,838,000	8,824,000		14,000

第11款 災害復旧費	17,051,164,000	5,489,007,362	11,387,860,000	174,296,638
第1項 農林水産施設災害復旧費	4,198,856,000	1,962,699,130	2,186,128,000	50,028,870
第2項 土木施設災害復旧費	12,742,574,000	3,496,257,438	9,126,075,000	120,241,562
第3項 社会福祉施設災害復旧費	12,799,000	8,774,000		4,025,000
第4項 警察施設等災害復旧費	8,322,000	6,090,450	2,231,000	550
第5項 教育施設災害復旧費	38,724,000	966,000	37,758,000	
第6項 産業施設災害復旧費	49,889,000	14,220,344	35,668,000	656
第12款 県債費	314,911,069,000	314,910,659,433		409,567
第1項 県債費	314,911,069,000	314,910,659,433		409,567
第13款 諸支出金	168,539,923,000	165,225,098,872		3,314,824,128
第1項 公営企業貸付金	12,360,573,000	12,360,573,000		
第2項 雑支出	7,834,857,000	4,543,635,260		3,291,221,740
第3項 地方消費税清算金	77,682,563,000	77,682,562,415		585
第4項 利子割交付金	92,707,000	92,707,000		
第5項 配当割交付金	1,340,409,000	1,340,409,000		
第6項 株式等譲渡所得割交付金	933,678,000	933,678,000		
第7項 分離課税所得割交付金	123,708,000	123,109,000		599,000
第8項 法人事業税交付金	5,103,457,000	5,080,460,000		22,997,000
第9項 地方消費税交付金	56,829,910,000	56,829,910,000		
第10項 ゴルフ場利用税交付金	338,528,000	338,527,429		571
第11項 環境性能割交付金	824,133,000	824,129,162		3,838
第12項 軽油引取税交付金	5,069,004,000	5,069,003,991		9
第13項 利子割精算金	1,000			1,000
第14項 旧法による自動車取得税交付金	6,395,000	6,394,615		385
第14款 予備費	71,079,000			71,079,000
第1項 予備費	71,079,000			71,079,000
第3款 県民生活・環境費	1,213,281,000	250,248,427	388,300,000	574,732,573
第1項 県民生活管理費	72,406,000	69,391,080		3,014,920
第2項 防災費	1,069,741,000	111,050,885	388,300,000	570,390,115
第3項 環境企画費	71,134,000	69,806,462		1,327,538
歳出合計	1,548,840,324,000	1,393,445,451,257	132,799,183,000	22,595,689,743

歳入歳出差引残額

22,221,392,481円

令和4年度新潟県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	216,788,400,000	216,788,399,250	△ 750
第1項 繰入金	216,788,400,000	216,788,399,250	△ 750
歳入合計	216,788,400,000	216,788,399,250	△ 750

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県債費	216,788,400,000	216,788,399,250		750
第1項 県債費	216,788,400,000	216,788,399,250		750
歳出合計	216,788,400,000	216,788,399,250		750

歳入歳出差引残額 0円

令和4年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	332,501,000	3,839,498,062	3,506,997,062
第1項 繰越金	332,501,000	3,177,085,562	2,844,584,562
第2項 諸収入		662,412,500	662,412,500
歳入合計	332,501,000	3,839,498,062	3,506,997,062

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	332,501,000	318,308,103		14,192,897
第1項 貸付事業費	332,501,000	318,308,103		14,192,897
歳出合計	332,501,000	318,308,103		14,192,897

歳入歳出差引残額 3,521,189,959円

令和4年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 災害救助事業収入	1,878,449,000	1,878,442,243	△ 6,757
第1項 国庫支出金	350,540,000	350,540,508	508
第2項 財産収入	75,000	74,106	△ 894
第3項 繰入金	1,405,802,000	1,405,798,524	△ 3,476
第4項 諸収入	736,000	731,991	△ 4,009
第5項 県債	33,366,000	33,366,666	666
第6項 分担金及び負担金	16,734,000	16,734,913	913
第7項 寄附金	3,800,000	3,800,000	
第8項 繰越金	67,396,000	67,395,535	△ 465
歳入合計	1,878,449,000	1,878,442,243	△ 6,757

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	1,878,449,000	1,872,577,504		5,871,496
第1項 災害救助費	1,318,622,000	1,312,754,724		5,867,276
第2項 基金積立金	386,443,000	386,441,473		1,527
第3項 県債費	53,039,000	53,036,307		2,693
第4項 繰出金	120,345,000	120,345,000		
歳出合計	1,878,449,000	1,872,577,504		5,871,496

歳入歳出差引残額 5,864,739円

令和4年度新潟県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 国民健康保険事業収入	193,469,529,000	199,254,654,842	5,785,125,842
第1項 分担金及び負担金	49,844,200,000	49,844,200,938	938
第2項 国庫支出金	49,586,715,000	50,474,427,648	887,712,648
第3項 財産収入	367,000	366,995	△ 5
第4項 繰入金	10,908,351,000	10,462,493,000	△ 445,858,000
第5項 諸収入	78,055,809,000	78,780,655,872	724,846,872
第6項 繰越金	5,074,087,000	9,692,510,389	4,618,423,389
歳入合計	193,469,529,000	199,254,654,842	5,785,125,842

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 国民健康保険事業費	193,469,529,000	190,721,280,491		2,748,248,509
第1項 総務費	3,916,000	3,667,921		248,079
第2項 事業費	189,200,733,000	186,452,735,226		2,747,997,774
第3項 基金積立金	2,647,049,000	2,647,048,995		5
第4項 諸支出金	1,617,831,000	1,617,828,349		2,651
歳出合計	193,469,529,000	190,721,280,491		2,748,248,509

歳入歳出差引残額 8,533,374,351円

令和4年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	491,096,000	594,948,666	103,852,666
第1項 繰入金			
第2項 諸収入	238,106,000	282,296,777	44,190,777
第3項 繰越金	252,990,000	312,651,889	59,661,889
歳入合計	491,096,000	594,948,666	103,852,666

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	491,096,000	161,210,745		329,885,255
第1項 貸付事業費	491,096,000	161,210,745		329,885,255
歳出合計	491,096,000	161,210,745		329,885,255

歳入歳出差引残額 433,737,921円

令和4年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	11,867,000	11,855,645	△ 11,355
第1項 財産収入	26,000	25,645	△ 355
第2項 寄附金	2,010,000	2,000,000	△ 10,000
第3項 繰入金	9,830,000	9,830,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	11,867,000	11,855,645	△ 11,355

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	11,867,000	11,855,645		11,355
第1項 基金積立金	2,011,000	2,000,000		11,000
第2項 繰出金	9,856,000	9,855,645		355
歳出合計	11,867,000	11,855,645		11,355

歳入歳出差引残額 0円

## 令和4年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	371,540,000	576,565,163	205,025,163
第1項 繰入金	6,160,000	6,160,000	
第2項 諸収入	312,926,000	310,827,264	△ 2,098,736
第3項 県債	14,250,000	13,739,000	△ 511,000
第4項 繰越金	38,204,000	245,838,899	207,634,899
歳入合計	371,540,000	576,565,163	205,025,163

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	371,540,000	354,220,315		17,319,685
第1項 貸付事業費	50,314,000	45,374,906		4,939,094
第2項 県債費	207,275,000	198,219,817		9,055,183
第3項 繰出金	113,951,000	110,625,592		3,325,408
歳出合計	371,540,000	354,220,315		17,319,685

歳入歳出差引残額 222,344,848円

## 令和4年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	25,631,000	514,915,427	489,284,427
第1項 諸収入	70,000	11,347,000	11,277,000
第2項 繰越金	25,561,000	503,568,427	478,007,427
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	128,871,000	104,490,068	△ 24,380,932
第1項 諸収入	71,000,000	56,000,000	△ 15,000,000
第2項 県債	43,000,000	28,000,000	△ 15,000,000
第3項 繰越金	14,871,000	20,490,068	5,619,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	156,602,000	637,405,495	480,803,495

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	25,581,000	94,957		25,486,043
第1項 貸付事業費	25,581,000	94,957		25,486,043
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	114,000,000	84,000,000		30,000,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	56,000,000		30,000,000
第2項 県債費	28,000,000	28,000,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	156,602,000	84,094,957		72,507,043

歳入歳出差引残額 553,310,538円

令和4年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	20,366,000	341,334,121	320,968,121
第1項 繰入金			
第2項 諸収入	61,000	6,504,000	6,443,000
第3項 繰越金	20,305,000	334,830,121	314,525,121
歳入合計	20,366,000	341,334,121	320,968,121

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	20,316,000	1,080,611		19,235,389
第1項 貸付事業費	20,316,000	1,080,611		19,235,389
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
歳出合計	20,366,000	1,080,611		19,285,389

歳入歳出差引残額 340,253,510円

令和4年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	174,332,000	154,415,580	△ 19,916,420
第1項 国庫支出金	69,117,000	45,336,002	△ 23,780,998
第2項 財産収入	10,415,000	10,901,806	486,806
第3項 繰入金	79,241,000	79,241,000	
第4項 県債			
第5項 繰越金	15,559,000	18,936,772	3,377,772
歳入合計	174,332,000	154,415,580	△ 19,916,420

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	173,332,000	141,253,822	29,404,000	2,674,178
第1項 事業費	94,091,000	62,013,814	29,404,000	2,673,186
第2項 県債費	55,241,000	55,240,008		992
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	174,332,000	141,253,822	29,404,000	3,674,178

歳入歳出差引残額 13,161,758円

## 令和4年度新潟県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 用地先行取得事業収入	180,434,000	180,432,924	△ 1,076
第1項 財産収入	180,365,000	180,364,680	△ 320
第2項 繰越金	69,000	68,244	△ 756
<b>歳入合計</b>	<b>180,434,000</b>	<b>180,432,924</b>	<b>△ 1,076</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 用地先行取得事業費	180,383,000	180,382,357		643
第1項 県債費	180,278,000	180,277,357		643
第2項 繰出金	105,000	105,000		
第2款 予備費	51,000			51,000
第1項 予備費	51,000			51,000
<b>歳出合計</b>	<b>180,434,000</b>	<b>180,382,357</b>		<b>51,643</b>

歳入歳出差引残額 50,567円

## 令和4年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	533,440,000	533,439,741	△ 259
第1項 財産収入	531,525,000	531,524,741	△ 259
第2項 繰入金	1,915,000	1,915,000	
<b>歳入合計</b>	<b>533,440,000</b>	<b>533,439,741</b>	<b>△ 259</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	533,440,000	533,439,741		259
第1項 事業費	1,915,000	1,915,000		
第2項 繰出金	531,525,000	531,524,741		259
<b>歳出合計</b>	<b>533,440,000</b>	<b>533,439,741</b>		<b>259</b>

歳入歳出差引残額 0円

## 令和4年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 港湾整備事業収入	2,585,509,000	2,593,048,959	7,539,959
第1項 使用料及び手数料	1,095,146,000	1,152,953,466	57,807,466
第2項 国庫支出金			
第3項 財産収入	200,841,000	200,468,979	△ 372,021
第4項 繰入金	117,494,000	117,494,000	
第5項 諸収入	1,570,000	2,175,348	605,348
第6項 県債	707,700,000	657,200,000	△ 50,500,000
第7項 繰越金	462,758,000	462,757,166	△ 834
<b>歳入合計</b>	<b>2,585,509,000</b>	<b>2,593,048,959</b>	<b>7,539,959</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 港湾整備事業費	2,585,356,000	2,148,776,588	341,169,000	95,410,412
第1項 事業費	1,153,318,000	716,750,282	341,169,000	95,398,718
第2項 県債費	1,432,038,000	1,432,026,306		11,694
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
<b>歳出合計</b>	<b>2,585,509,000</b>	<b>2,148,776,588</b>	<b>341,169,000</b>	<b>95,563,412</b>

歳入歳出差引残額 444,272,371円

## 2 監査委員の審査意見

### 審査の結果

令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認めた。

### 審査の意見

令和4年度一般会計決算額は、歳入では、法人事業税や地方消費税等の県税収入、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等が増加したものの、県税収入の見込み増などによる普通交付税の減や新型コロナウイルス感染症対応のための制度融資に係る貸付金収入等の減により、前年度比1.0パーセント減の1兆4,156億6,684万円となり、歳出では、新型コロナウイルス感染症対応経費等が増加したものの、財政調整基金における交付税減少対応分の積立額の減や新型コロナウイルス感染症対応のための制度融資の減等により、前年度比1.3パーセント減の1兆3,934億4,545万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、27億9,015万円の黒字となっている。

実質単年度収支は、前年度の197億904万円の黒字から赤字に転じ、その額は17億6,565万円となっている。

令和4年度は、令和3年度に引き続き交付税の減少等に対応するための基金を積み立てる特殊要因があったことから、この影響を除いた実質単年度収支額では、29億6,565万円の赤字となっている。

なお、実質単年度収支額の算定には加味されない県債管理基金（公債費調整分）の残高は、前年度比52億5,624万円増加している。

また、令和4年度における13の特別会計決算額は、県債管理特別会計などの増加により、歳入合計額で前年度比4.9パーセント増の4,273億8,444万円、歳出合計額では前年度比5.3パーセント増の4,133億1,688万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は前年度比3.9ポイント増の93.2パーセントと悪化している。

実質公債費比率については前年度比0.7ポイント増の18.2パーセントと悪化し、起債許可団体に移行することとなった。

一般会計県債残高は、2兆3,810億円で前年度比460億円減少している。



臨時財政対策債を除いた県債残高は、1兆7,000億円で前年度比230億円減少している。

財源対策的基金残高は、前年度比28億円減少し488億円となっており、交付税減少等対応分258億円を除くと、40億円減少し230億円となっている。

県では、令和5年度までを計画期間とした「新潟県行財政改革行動計画」（以下「行動計画」という。）に基づく歳出歳入改革に取り組んできたが、行動計画の終了後も引き続き、持続可能で安定的な財政運営に取り組むため、令和6年度以降の財政運営の基本的な考え方や取組の方向性を定める「新潟県行財政基本方針（案）」（以下「基本方針（案）」という。）を策定した。

基本方針（案）では、これまでの取組により行動計画の目標とした大規模災害に備えるための財源対策的基金230億円を確保するとともに、令和5年度当初予算の収支均衡を達成したとされている。また、令和13年度の公債費の実負担のピークに備えるために令和10年度末時点で必要となる450億円程度の県債管理基金（公債費調整分）残高を確保できる見通しが示されている。

こうした中、国内経済の動向を見ると、内閣府の月例経済報告によれば、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなるものの、景気は、緩やかに回復しているとされている。また、「新潟県の経済動向」によれば、県内経済は、原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、緩やかに持ち直しているとされている。

一方、引き続き、人口減少対策、防災・減災対策など本県が抱える様々な政策課題への着実な対応が求められる中、物価高騰・金利上昇など今後の経済情勢や国の動向等によって収支が大きく変動することも想定され、本県財政は依然として厳しい状況に置かれている。

以上のことから、「行動計画」及び「基本方針（案）」に基づき、歳出歳入改革の取組を着実に進めるとともに、国への積極的かつ効果的な働きかけに一層努められたい。また、実質公債費比率18パーセント以上となり起債許可団体に移行したことから、引き続き、公債費負担適正化計画により、公債費負担の抑制に取り組まれたい。併せて、事業効果の検証を確実にし、経済性、効率性、有効性にも配慮しながら適切に予算を執行し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等も注視しつつ、持続可能で安定的な財政運営に努められたい。

加えて、県民の生命・財産を守り、活力ある新潟県を実現するために、次の事項について十分留意しながら、県民目線に立った行政の運営を進められたい。

## 1 人口減少社会に対応した持続可能で活力ある地域の創出

人口減少問題は、長年にわたり継続してきた深刻かつ構造的な課題であり、本県では県政の最重要課題として位置付け、社会減少や自然減少を抑制するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、少子化の進展に加え、進学や就職を契機とした若者の社会減が出生数の減少にもつながるといった連鎖が続くなど、人口減少に歯止めがかかっていない現状にある。

人口減少問題への対応に当たっては、社会減少と自然減少の対策の充実が重要であり、それぞれの特性を踏まえた適切な目標設定と施策の戦略的な検討が必要である。

社会減少の要因になっている若者の県外流出は、県外大学等への進学や雇用の受け皿不足、地元企業の認知度不足などを背景とした地域間格差がある。分散型社会に向けて選ばれる地となるために地元定住やU・Iターンの希望を叶えられる環境を整える必要がある。

また、自然減少の要因になっている少子化は、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、子育てや教育にかかる費用負担の重さなど、様々な要因が複雑に絡み合っている。結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができる環境づくりに取り組むことで、より多くの人々が家族を持つことや子どもを生き育てる喜びや楽しさを実感できる社会をつくる必要がある。

加えて、人口減少社会の進展に伴う諸課題に的確に対応し、県民が安心して暮らすことができる持続可能な社会を構築するとともに、地域の魅力を育み、将来に向かって活力ある地域社会を実現していくことは重要である。

持続可能な社会の構築に向けては、人口減少社会に対応した医療提供体制の確保に取り組んでいるところであるが、深刻な医師不足への対応に加えて、医療の担い手となる看護師等の確保を進めるため、令和6年4月からの医師の働き方改革に的確に対応するとともに、各圏域において持続可能な地域医療提供体制の構築に向けた検討が加速されるよう努められたい。

また、人口減少や生活様式の変容に伴い、利用者数が減少する中で、公共交通ネットワークの維持が厳しい状況にあるが、公共交通は、県民の足として必要不可欠なインフラであり、市町村や県民とともに利用活性化に引き続き取り組まれたい。加えて、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、面的な公共交通ネットワークを再構築していくための議論の活性化が求められる。

教育についても、生徒数の減少に伴う県立高等学校等の小規模化が進んでいる。中長期的視野に立った将来構想の見直しが検討されているが、地域事情に配慮しつつ、生徒のための教育的見地を基本とした見直しを進められたい。

活力ある地域社会の実現に向けては、「佐渡島の金山」の世界遺産登録への期待の高まりを踏まえ、多様な地域資源を活用した国内外に通用する観光地づくりと誘客促進など、交流拡大に一層取り組まれない。

これらの取組を図ることで、将来にわたって県民が安心して暮らすことができ、多くの人から魅力ある場として選ばれる新潟県を実現されたい。

## 2 付加価値の高い持続可能な産業構造への転換

本県産業は、経営規模が小さく、下請取引等を主流とする経営面で他律的な企業が多いこと等から、十分な付加価値や利益が得にくい産業構造にある。本県産業が、中長期的な成長・発展をするためには、原油価格・物価高騰等の影響など経済状況に応じたセーフティネット対策に万全を期した上で、既存のビジネスモデルの変革や新たなビジネス創出につながる産業振興の取組が必要である。

既存のビジネスモデルの変革を進める上で、デジタルトランスフォーメーション(DX)は有用な手段の一つであり、本県では「県内産業デジタル化構想」の下、バックオフィス(事務部門)のDX化やスマート農業技術の導入など県内産業のDXを推進している。今後も、デジタル化の有用性に対する経営者の意識改革に努めるとともに、人材の育成・確保や技術の利用拡大、条件不利地域の地理的課題の克服等、各産業の課題解決に向けた支援を民間と連携しながら一層進められたい。

また、スタートアップ拠点を核とした起業・創業や、農林水産物の産地「新潟」のブランド力強化による輸出を含めた販路拡大、脱炭素化の施策における再生可能エネルギーの創出や活用等、新たなビジネス創出につながる取組を積極的に進められたい。

これらの取組の推進が、県内企業の技術革新や需要拡大、循環型社会の実現等につながり、付加価値の高い持続可能な産業構造への転換が図られることを期待したい。

## 3 県民の命と暮らしを守る防災・減災対策

近年、多発する自然災害や、高度成長期に建設された施設の一層の老朽化が懸念される中、令和3年度から国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」関連事業により、河川、砂防、道路、農業水利施設などの重要なインフラの整備と機能維持が図られ、県民にもその効果が理解されてきているところである。

今後も対策が必要な箇所が多数存在するため、5か年加速化対策関連事業の趣旨を踏まえ、災害リスクの低減や老朽化施設対策を継続されたい。

また、昨年8月の大雨により県北地域を中心として、甚大な被害が発生したところであり、県民が安心して生活できるよう、被災施設の早期復旧と再度の災害防止に取り組まれない。

さらに、地域の守り手として防災・減災や除雪等に対応する建設業許可業者数及び建設業就業者数が減少している現状において、人材の確保と担い手の育成は重要な課題である。このため、建設産業の働き方改革やDXを推進しつつ、建設産業が果たしている役割や持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて積極的に取り組んでいる姿勢などを効果的に伝えるよう取り組まれない。

なお、新型コロナウイルス感染症や災害対応などにより時間外勤務が増加していることから、時間外勤務の上限等について法令を順守するとともに、管理職も含めた県職員の健康管理に十分配慮されたい。また、教員においても同様に、依然として多忙な現状があるため、その解消に向けて引き続き取り組まれない。

さらに、働き方改革を引き続き推進し、職員一人一人が仕事にやりがいを持ちながら、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりに努められたい。また、こうした魅力ある職場づくりに取り組むことで、県職員、教員の志望者数増加につながられたい。

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟東港臨海用地造成事業会計所有土地の処分について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

番号	物件名	所在地	種別	実測面積	坪数
1	11町歩 (臨港道路隣接地)	新潟市北区島見町字下往来 197番4、200番7	雑種地	1,348.72 m <sup>2</sup>	約408坪

## (2) 物件の仕様等

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、県又は市町村税を滞納している者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年3月29日条例第23号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有す者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項に掲げる処分を受けている団体若しくは過去に受けたことのある団体及びこれらに所属している者でないこと。
- (5) 当該売払物件に係る入札の入札参加申込書を提出し、入札参加を認められた者であること。
- (6) この入札に関する事務に従事する県職員でないこと。

## 3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局 港湾振興課 万代島振興・東港係

電話番号 025-280-5100

Eメール ngt170010@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

## 4 入札・開札日時及び場所

## (1) 日時

令和6年1月23日（火）13時30分

## (2) 場所

新潟県入札室（行政庁舎16階）

## 5 その他

## (1) 入札保証金

入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

## (3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最も高い金額の入札者を落札者とする。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を令和6年1月16日（火）17時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第13号

猿田ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月26日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

猿田ダム操作規程の一部を改正する規程

猿田ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（ダム及び調整池の諸元等）</p> <p><b>第3条</b> ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 河川維持放流量 毎秒0.256立方メートル</u></p> <p>（予備警戒時）</p> <p><b>第6条</b> この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として洪水注意報若しくは大雨注意報が発令されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。</p> <p>（流入量の算定方法）</p> <p><b>第8条</b> <u>流入量</u>は、これを算定するときを含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（ダムから放流することができる場合）</p> <p><b>第10条</b> ダムの洪水吐からの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号の一に該当する場合に限りするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条の規定を守るため必要があるとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（ダムの操作に関する記録の作成）</p> <p><b>第16条</b> ダムの洪水吐ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第48条の規定による通知（<u>第14条</u>による通</p>	<p>（ダム及び調整池の諸元等）</p> <p><b>第3条</b> ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>（予備警戒時）</p> <p><b>第6条</b> この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として洪水注意報、<u>風雨注意報</u>若しくは大雨注意報が発令されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。</p> <p>（流入量の算定方法）</p> <p><b>第8条</b> <u>流水量</u>は、これを算定するときを含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（ダムから放流することができる場合）</p> <p><b>第10条</b> ダムの洪水吐からの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号の一に該当する場合に限りするものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>調整池の水位が常時満水位をこえるとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（ダムの操作に関する記録の作成）</p> <p><b>第16条</b> ダムの洪水吐ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第48条の規定による通知（<u>第13条</u>による通</p>

知を含む。)及び令第31条の規定による警告の実施状況	知を含む。)及び令第31条の規定による警告の実施状況
----------------------------	----------------------------

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(猿田発電所の運転を再開するまでの期間の措置)
- 2 河川維持流量放流設備を使用できない間の河川維持流量の放流は、第13条の規定にかかわらず、水位が越流頂を超える場合に、ダムの洪水吐からの自然放流により行うものとする。
- 3 令和4年8月3日からの大雨により被災した猿田発電所の運転を再開するまでの間における観測及び測定は、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、次のとおりとする。
  - (1) 積雪の深さの観測は行わない。
  - (2) 気象の全項目及び水象のうち水温の観測及び測定は行わない。

**選挙管理委員会告示**

◎新潟県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和4年分 (単位 円)  
[その他の政治団体]

野口みつあき後援会  
報告年月日 05.03.27

1	収入総額	570,000	
	本年收入額	570,000	
2	支出総額	568,095	
3	本年收入の内訳		
	寄附	570,000	
	個人分	570,000	
4	支出の内訳		
	政治活動費	568,095	
	機関紙誌の発行その他の事業費	567,270	
	宣伝事業費	567,270	
	その他の経費	825	
5	寄附の内訳		
	[個人分]		
	野口光晃	570,000	新潟市西区

野口よそ美後援会  
報告年月日 05.03.27

1	収入総額	580,000	
	本年收入額	580,000	
2	支出総額	573,352	
3	本年收入の内訳		
	寄附	580,000	
	個人分	580,000	



4 支出の内訳

政治活動費	573,352
機関紙誌の発行その他の事業費	572,252
宣伝事業費	572,252
その他の経費	1,100

5 寄附の内訳

〔個人分〕	
野口よそ美	580,000 新潟市西区

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく令和6年目標増殖量について（公告）

第五種共同漁業権に基づく令和6年目標増殖量を次のとおり定めた。

令和5年12月26日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 藤田利昭

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第1号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	200kg	大川
		うぐい	産卵場造成	70㎡	
		いわな	放流	2,500尾	
		やまめ	放流	2,500尾	
		もくずがに	放流	20kg	
内共第2号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	130kg	勝木川
		うぐい	産卵場造成	20㎡	
		いわな	放流	1,950尾	
		やまめ	放流	1,950尾	
内共第3号	三面川鮭産漁業協同組合	あこい	放流	1,690kg	三面川
		ふな	放流	35kg	
		いわな	放流	34,960尾	
		やまめ	放流	34,960尾	
		さくらます	放流	547,000尾	
		わかさぎ	人工ふ化放流	7,000尾	
		あこい	放流	100kg	
内共第4号	荒川漁業協同組合	ふな	放流	50kg	荒川 令和5年のかじか放流不足分は、令和10年までの解消を目途に、令和6年より追加放流。
		うぐい	産卵場造成	100㎡	
		うなぎ	放流	20kg	
		かじか	産卵場造成	130㎡	
		かじか	放流	29,890尾	
		いわな	放流	5,950尾	
		やまめ	放流	9,280尾	
		さくらます	放流	276,440尾	
		もくずがに	放流	70kg	
		内共第5号	胎内川漁業協同組合	あゆ	
こい	放流			15kg	
ふな	放流			5kg	
うぐい	産卵場造成			50㎡	
かじか	産卵場造成			50㎡	

		かじか にじます いわな やまめ さくらます	放 放 放 放 放	流 流 流 流 流	1,460尾 80kg 10,420尾 15,700尾 69,440尾	
内共第6号	加治川漁業協同組合	あゆ いわな やまめ さくらます	放 放 放 放	流 流 流 流	420kg 6,880尾 10,320尾 166,090尾	加治川 平成28年さくら ます放流不足分 221,400尾を令 和2年から令和 10年まで27,680 尾ずつ放流。
内共第7号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こい ふな もくずがに	放 放 放	流 流 流	— 135kg 40kg	福島潟ほか KHV発生水域で あるため、コイ の種苗放流を実 施しない。
内共第8号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ かじか もくずがに	放 放 放 産卵場造成 放 放 放 放 放	流 流 流 流 流 流 流 流 流	850kg — 125kg 20m <sup>2</sup> 200kg 15,930尾 17,360尾 3,080尾 70kg	阿賀野川 KHV発生水域で あるため、コイ の種苗放流を実 施しない。
内共第9号	鳥屋野潟漁業協同組合	こい ふな	放 放	流 流	— 40kg	鳥屋野潟 KHV発生水域で あるため、コイ の種苗放流を実 施しない。
内共第10号	魚沼漁業協同組合 ほか5漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい うぐい うなぎ かじか にじます いわな やまめ もくずがに	放 放 放 産卵場造成 人工ふ化放 放 放 放 放 放 放	流 流 流 流 流 流 流 流 流 流 流	5,380kg 1,110kg 790kg 310m <sup>2</sup> 20千粒 120kg 52,746尾 814kg 145,160尾 118,235尾 70kg	信濃川ほか
内共第11号	魚沼漁業協同組合	こい ふな うぐい わかさぎ にじます いわな やまめ	放 放 産卵場造成 人工ふ化放 放 放 放	流 流 流 流 流 流 流	45kg 35kg 30m <sup>2</sup> 8,500千粒 500kg 12,600尾 15,100尾	北ノ又川 恋ノ岐沢
内共第12号	魚沼漁業協同組合	こい	放	流	45kg	只見川

	ほか1 漁業協同組合	ふな うぐい わかさ いわな やまめ	放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流	35kg 30m <sup>2</sup> 973稚 76,370尾 53,570尾	
内共第13号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あこ ふな うぐい うな いわな やまめ	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流	20kg 5kg 5kg 20m <sup>2</sup> 5kg 400尾 500尾	鯖石川
内共第14号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あこ ふな うぐい いわな やまめ	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流	70kg 5kg 5kg 20m <sup>2</sup> 1,450尾 2,260尾	鶴川
内共第15号	関川水系漁業協同組合	あこ ふな うぐい にじま いわな やまめ	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流	110kg 15kg 15kg 20m <sup>2</sup> 80kg 1,710尾 1,710尾	関川
内共第16号	関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合	うぐい にじま いわな やまめ	産卵場造成 放流 放流 放流	20m <sup>2</sup> 20kg 1,710尾 570尾	関川上流 (県境部)
内共第17号	桑取川漁業協同組合	あこ うぐい かじか	放流 産卵場造成 放流	50kg 40m <sup>2</sup> 680尾	桑取川
内共第18号	能生内水面漁業協同組合	あこ うぐい かじか いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流	90kg 90m <sup>2</sup> 3,080尾 7,950尾 7,950尾	能生川
内共第19号	糸魚川内水面漁業協同組合	あこ うぐい かじか にじま いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流	240kg 120m <sup>2</sup> 2,240尾 85kg 9,750尾 9,500尾	早川 令和5年のかじ か放流不足分 は、令和10年ま での解消を目途 に、令和6年よ り追加放流。
内共第20号	糸魚川内水面漁業協同組合	あこ うぐい かじか にじま いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流	240kg 120m <sup>2</sup> 2,240尾 85kg 9,750尾 9,500尾	海川 令和5年のかじ か放流不足分 は、令和10年ま での解消を目途 に、令和6年よ

					り追加放流。
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ放流 うぐい産卵場造成 かじか放流 にじます放流 いわな放流 やまめ放流	450kg 150㎡ 2,240尾 120kg 19,360尾 17,270尾		姫川 令和5年のかじか放流不足分は、令和10年までの解消を目標に、令和6年より追加放流。
内共第22号	羽茂川内水面漁業協同組合	あゆ放流 うぐい産卵場造成 いわな放流 やまめ放流	100kg 30㎡ 3,880尾 6,400尾		羽茂川
	計	あゆ放流 こい放流 ふな放流 うぐい産卵場造成 うぐい人工ふ化放流 うなぎ放流 わかさぎ人工ふ化放流 かじか産卵場造成 かじか放流 にじます放流 いわな放流 やまめ放流 さくらます放流 もくずがに放流	11,240kg 1,375kg 1,265kg 1,310㎡ 20千籠 145kg 16,473千籠 180㎡ 97,656尾 1,984kg 368,680尾 334,635尾 1,058,970尾 270kg		

内共第10号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第10号	信濃川漁業協同組合	こい放流		320kg	信濃川
		ふな放流		165kg	
		もくずがに放流		70kg	
	加茂川漁業協同組合	あゆ放流 いわな放流 やまめ放流	150kg 1,900尾 2,670尾	加茂川	
五十嵐川漁業協同組合	五十嵐川漁業協同組合	あゆ放流	680kg	五十嵐川	
		こい放流	10kg		
		うぐい産卵場造成	50㎡		
		かじか放流	2,726尾		
		にじます放流	654kg		
		いわな放流	3,770尾		
やまめ放流	2,825尾				
刈谷田川漁業協同組合	刈谷田川漁業協同組合	あゆ放流	10kg	刈谷田川	
		こい放流	25kg		
		ふな放流	5kg		
		うぐい産卵場造成	50㎡		

		にじます	放	流	30kg	
		いわな	放	流	1,710尾	
		やまめ	放	流	850尾	
	魚沼漁業協同組合	あゆ	放	流	4,440kg	魚野川
		こい	放	流	735kg	令和5年のかじ
		ふな	放	流	605kg	か放流不足分は
		うぐい	産卵場造成		200㎡	、令和10年まで
		うなぎ	放	流	110kg	の解消を目途に
		かじか	放	流	48,070尾	、令和6年より
		にじます	放	流	90kg	追加放流。
		いわな	放	流	122,870尾	
		やまめ	放	流	96,000尾	
	中魚沼漁業協同組合	あゆ	放	流	100kg	清津川
		こい	放	流	20kg	令和4年うぐい
		ふな	放	流	15kg	人工ふ化放流不
		うぐい	産卵場造成		10㎡	足分40千粒、令
		うぐい	人工ふ化放流		20千粒	和5年のうぐい
		うなぎ	放	流	10kg	人工ふ化放流不
		かじか	放	流	1,950尾	足分の40千粒は
		にじます	放	流	9,330尾	、産卵場造成等
		いわな	放	流	13,090尾	に変換し令和6
		やまめ	放	流	40kg	年に追加する。
	計	あゆ	放	流	5,380kg	
		こい	放	流	1,110kg	
		ふな	放	流	790kg	
		うぐい	産卵場造成		310㎡	
		うぐい	人工ふ化放流		20千粒	
		うなぎ	放	流	120kg	
		かじか	放	流	52,746尾	
		にじます	放	流	814kg	
		いわな	放	流	145,160尾	
		やまめ	放	流	118,235尾	
		もくずがに	放	流	70kg	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考	
内共第12号	魚沼漁業協同組合	こい	放	流	45kg	只見川
		ふな	放	流	35kg	
		うぐい	産卵場造成		30㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流		973千粒	
		いわな	放	流	12,600尾	
		やまめ	放	流	12,360尾	
	檜枝岐村漁業協同組合	いわな	放	流	63,770尾	只見川
		やまめ	放	流	41,210尾	
計		こい	放	流	45kg	
		ふな	放	流	35kg	
		うぐい	産卵場造成		30㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流		973千粒	
		いわな	放	流	76,370尾	
		やまめ	放	流	53,570尾	

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第143号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条の規定により、令和6年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

令和5年12月26日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間	
技能検定員審査（普通）	第1回	4月15日（月）から4月19日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	2月16日（金）から3月1日（金）までの間	
技能検定員審査（大型二種）		第2回	7月8日（月）から7月12日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	5月24日（金）から6月7日（金）までの間
技能検定員審査（中型二種）			11月18日（月）から11月22日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	9月6日（金）から9月20日（金）までの間
技能検定員審査（普通二種）	第3回	11月18日（月）から11月22日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	9月6日（金）から9月20日（金）までの間	
技能検定員審査（大型）	第1回	5月20日（月）から5月24日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	3月18日（月）から4月1日（月）までの間	
技能検定員審査（中型）		第2回	10月7日（月）から10月11日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月22日（月）から8月5日（月）までの間
技能検定員審査（準中型）	10月7日（月）から10月11日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）		7月22日（月）から8月5日（月）までの間	
技能検定員審査（大特）	10月7日（月）から10月11日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）		7月22日（月）から8月5日（月）までの間	
技能検定員審査（大自二）	10月7日（月）から10月11日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）		7月22日（月）から8月5日（月）までの間	
技能検定員審査（普自二）	第2回	10月7日（月）から10月11日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月22日（月）から8月5日（月）までの間	
技能検定員審査（牽引）		10月7日（月）から10月11日（金）までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月22日（月）から8月5日（月）までの間	

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（技能検定員審査（大型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、技能検定員審査（中型二種）を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査（普通二種）を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第2号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること（技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者には、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
  - ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項（論文）
  - エ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
  - オ 技能検定の実施に関する知識（論文）

- カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）
- (2) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
  - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能（実技）
  - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能（実技）
  - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）
  - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識（論文）

5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者にあつては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受審する者にあつては、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター技能・教習所係  
 電話番号 025-256-1212 内線 256

◎新潟県公安委員会告示第144号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条の規定により、令和6年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

令和5年12月26日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間		
教習指導員審査（普通）	第1回	3月4日（月）から3月8日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	1月25日（木）から2月7日（水）までの間		
教習指導員審査（大型二種）		第2回	6月17日（月）から6月21日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	4月16日（火）から4月30日（火）までの間	
教習指導員審査（中型二種）			10月28日（月）から11月1日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	8月16日（金）から8月30日（金）までの間	
教習指導員審査（普通二種）	第3回	10月28日（月）から11月1日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	8月16日（金）から8月30日（金）までの間		
教習指導員審査（大型）	第1回	5月13日（月）から5月17日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	3月18日（月）から4月1日（月）までの間		
教習指導員審査（中型）		第2回	9月30日（月）から10月4日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月22日（月）から8月5日（月）までの間	
教習指導員審査（準中型）	第2回		9月30日（月）から10月4日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月22日（月）から8月5日（月）までの間	
教習指導員審査（大特）			第2回	9月30日（月）から10月4日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月22日（月）から8月5日（月）までの間
教習指導員審査（大自二）				9月30日（月）から10月4日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月22日（月）から8月5日（月）までの間
教習指導員審査（普自二）	第2回	9月30日（月）から10月4日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月22日（月）から8月5日（月）までの間		
教習指導員審査（牽引）		9月30日（月）から10月4日（金） までの5日間 （午前8時30分から午後5時まで）	7月22日（月）から8月5日（月）までの間		

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1  
 新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（教習指導員審査（大型二種））を受審する場合

にあつては大型二種免許、教習指導員審査（中型二種）を受審する場合にあつては大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査（普通二種）を受審する場合にあつては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許）を現に有する者であること（運転免許の効力停止中の者を除く。）。

- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること（教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する場合に限る。）。

4 審査細目

審査は、次の細目（細目の一部を免除される者にあつては、免除細目以外の細目）について行う。

- (1) 教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準<sup>びん</sup>中型）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
  - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
  - イ 技能教習に必要な教習の技能（面接）
  - ウ 学科教習に必要な教習の技能（面接）
  - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識（論文）
  - オ 自動車教習所に関する法令についての知識（論文）
  - カ 教習指導員として必要な教育についての知識（論文）
- (2) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）
  - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能（実技）
  - イ 技能教習に必要な教習の技能（面接）
  - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識（論文）

5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者にあつては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受審する者にあつては、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し

6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター技能・教習所係  
電話番号 025-256-1212 内線 256

正 誤

令和5年5月23日付け県報（号外1）新潟県告示第639号（新潟海区における漁業権の免許となるべき事項等）14ページの

「

第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	くるだいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで



は、  
「

第2種共同漁業	かにさし網漁業	1月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	くろだいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで

の誤り。  
15ページの

「

第2種共同漁業	かにさし網漁業	2月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	くろだいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで

は、  
「

第2種共同漁業	かにさし網漁業	1月1日から11月30日まで
	かますさし網漁業	4月1日から12月31日まで
	かれい、うしのしたさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	きすさし網漁業	
	くるまえびさし網漁業	3月1日から11月30日まで
	くろだいさし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめさし網漁業	
	ぼらさし網漁業	
	かにかご漁業	2月1日から12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで

の誤り。

令和5年5月23日付け県報（号外1）新潟県告示第640号（佐渡海区における漁業権の免許となるべき事項等）  
82ページの

「

漁場の区域	<p>23・ふ、ふ・こ、こ・26、の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうちイ・ハ、ハ・ニ、ニ・ホ、ホ・へ、へ・ロの5線とロから陸岸に沿ってイに至る線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>イ 新潟県漁場基点第26号の1 (佐渡市両津湊85番地) (参考値：北緯38度05分59.6秒 東経138度28分00.8秒)</p> <p>ロ 新潟県漁場基点第26号の2 (両津港埠頭北側基部から北方へ物揚場岸壁に沿って187メートルの点) (参考値：北緯38度05分07.4秒 東経138度26分04.9秒)</p> <p>ハ イから 44度00分 560メートルの点 (参考値：北緯38度04分57.5秒 東経138度26分36.5秒)</p> <p>ニ ハから 303度00分 85メートルの点 (参考値：北緯38度04分59.0秒 東経138度26分33.5秒)</p> <p>ホ ニから 293度00分 360メートルの点 (参考値：北緯38度05分03.6秒 東経138度26分19.9秒)</p> <p>へ ロから 78度00分 210メートルの点 (参考値：北緯38度05分08.8秒 東経138度26分13.3秒)</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は、  
「

漁場の区域	<p>23・ふ、ふ・こ、こ・26、の3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうちイ・ハ、ハ・ニ、ニ・ホ、ホ・へ、へ・ロの5線とロから陸岸に沿ってイに至る線とによって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>イ 新潟県漁場基点第26号の1 (佐渡市両津湊85番地) (参考値：北緯38度04分44.5秒 東経138度26分20.5秒)</p> <p>ロ 新潟県漁場基点第26号の2 (両津港埠頭北側基部から北方へ物揚場岸壁に沿って187メートルの点) (参考値：北緯38度05分07.4秒 東経138度26分04.9秒)</p> <p>ハ イから 44度00分 560メートルの点 (参考値：北緯38度04分57.5秒 東経138度26分36.5秒)</p> <p>ニ ハから 303度00分 85メートルの点 (参考値：北緯38度04分59.0秒 東経138度26分33.5秒)</p> <p>ホ ニから 293度00分 360メートルの点 (参考値：北緯38度05分03.6秒 東経138度26分19.9秒)</p> <p>へ ロから 78度00分 210メートルの点 (参考値：北緯38度05分08.8秒 東経138度26分13.3秒)</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の誤り。  
87ページの

「

点の位置	<p>基点 29 新潟県漁場基点第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) (参考値：北緯38度13分17.0秒 東経138度29分31.9秒)</p> <p>基点 1 新潟県漁場基点第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) (参考値：北緯38度19分30.1秒 東経138度28分41.4秒)</p> <p>あ 29から 91度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度13分16.0秒 東経138度30分45.9秒)</p> <p>さ あから 22度00分 1,600メートルの点 (参考値：北緯38度14分04.1秒 東経138度31分00.6秒)</p> <p>き さから 4度00分 11,000メートルの点 (参考値：北緯38度19分59.9秒 東経138度31分42.1秒)</p> <p>きの1 きから 319度00分 2,500メートルの点</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	(参考値：北緯38度21分01.1秒 東経138度30分34.6秒) ゆ いから 39度30分 2,600メートルの点 (参考値：北緯38度20分58.9秒 東経138度29分21.4秒) い 1から 317度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度19分53.8秒 東経138度28分13.3秒)
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は、  
「

点の位置	基点 29 新潟県漁場基点第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) (参考値：北緯38度13分17.0秒 東経138度29分31.9秒) 基点 1 新潟県漁場基点第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) (参考値：北緯38度19分30.1秒 東経138度28分41.4秒) あ 29から 91度00分 1,800メートルの点 (参考値：北緯38度13分16.0秒 東経138度30分45.9秒) さ あから 22度00分 1,600メートルの点 (参考値：北緯38度14分04.1秒 東経138度31分10.6秒) き さから 4度00分 11,000メートルの点 (参考値：北緯38度19分59.9秒 東経138度31分42.1秒) きの1 きから 319度00分 2,500メートルの点 (参考値：北緯38度21分01.1秒 東経138度30分34.6秒) ゆ いから 39度30分 2,600メートルの点 (参考値：北緯38度20分58.9秒 東経138度29分21.4秒) い 1から 317度00分 1,000メートルの点 (参考値：北緯38度19分53.8秒 東経138度28分13.3秒)
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の誤り。  
114ページの  
「

点の位置	基点 ち 新潟県漁場測標 第118号 (佐渡市平松) (参考値：北緯38度11分23.3秒 東経138度28分54.0秒) 基点 つ 新潟県漁場測標 第116号 (佐渡市平松) (参考値：北緯38度11分29.1秒 東経138度28分54.0秒) 29 ちから 130度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯38度11分02.2秒 東経138度29分40.3秒) 30 つから 110度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯38度11分21.8秒 東経138度29分46.6秒)
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は、  
「

点の位置	基点 ち 新潟県漁場測標 第118号 (佐渡市平松) (参考値：北緯38度11分23.3秒 東経138度28分54.0秒)
	基点 つ 新潟県漁場測標 第116号 (佐渡市平松) (参考値：北緯38度11分29.1秒 東経138度28分54.0秒)
	29 ちから 130度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯38度10分56.2秒 東経138度29分34.9秒)
	30 つから 110度00分 1,300メートルの点 (参考値：北緯38度11分14.7秒 東経138度29分44.2秒)

」

の誤り。